

令和 6 年度 仙台市発達障害者支援地域協議会の進め方について

1 協議会の概要

仙台市の「発達障害者支援地域協議会（以下、協議会とする）」は、平成 30 年より設置し、下記を中心とした協議等を行っている。

- ・発達障害者支援体制整備に関する課題について情報共有を行う
- ・関係機関等の連携の緊密化を図る
- ・地域の実情に応じた体制整備等について協議する

協議会は発達障害者支援法に基づく会議体であるが、本市の附属機関に準ずるものとして、別紙「仙台市発達障害者支援地域協議会設置要綱」により設置し、協議会で特に検討が必要とされた事項については、作業部会を設けて審議等を行い、その内容を協議会に報告している。協議会では、これらの具体的な内容も含めた協議検討を行い、報告書等として公表する等、支援体制整備に向けた大きな成果をあげている。

2 協議会の検討事項

協議会の所掌事項（「仙台市発達障害者支援地域協議会設置要綱」より）

- ・発達障害児者支援体制に関する検証及び協議
- ・関係機関の取組状況に関する情報共有及び協議
- ・関係機関のネットワーク強化に関する協議

3 事務局・委員構成

(1) 事務局

- ・健康福祉局：北部・南部発達相談支援センター、障害企画課、障害者支援課
- ・子ども若者局：子ども家庭保健課、児童クラブ事業推進課、運営支援課
- ・区家庭健康課、区障害高齢課
- ・教育局：高校教育課、特別支援教育課

(2) 委員構成

発達障害のある当事者・家族、学識経験者、医療・福祉・子ども・教育・労働・司法領域における支援者等（任期：令和 6 年 9 月 1 日～令和 9 年 8 月 31 日）

4 これまでの経過等について

当センター開所以来、外部委員等による「発達障害支援センター連絡協議会」を開催し、その検討内容を当センターの事業運営に活かしてきた。平成 28 年 8 月の発達障害者支援法改正に伴い、従来の「発達障害支援センター連絡協議会」を発展的に解消し、本協議会を設置した。当センターの相談状況や支援の現状を踏まえたテーマについて、協議会内に作業部会を設置し、協議を重ね、報告書をまとめた。

- ・平成 30 年度～令和 2 年度「学齢期の発達障害児への『切れ目のない支援』を実現するための連携・協働のあり方（協議会 3 回・作業部会 7 回）」
- ・令和 3 年度～令和 5 年度「成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方について（協議会 4 回・作業部会 6 回）」

5 作業部会について

- (1) 検討の進め方
本会に作業部会を設置し、テーマに沿った検討を行う。(1年間で2～3回程度実施)
- (2) 作業部会委員について
テーマに応じて会長が指名する協議会委員及び臨時委員を選任し、作業部会を構成する。
- (3) テーマ(案)：「地域とともに進める発達支援」
 - ・発達障害児者の自立と社会参加に向けて、乳幼児期から成人期まで、どのような支援が必要か、地域で実践を重ねている関係機関とともに検討する。
- (4) 作業部会での議論の進め方(案)
 - ・各機関における支援の実践について各委員から報告いただき、仙台市における現状及び課題を共有する。そのうえで、乳幼児期・学齢期・成人期の発達障害児者に必要な支援について検討する。
 - ・地域とともに発達支援を進めるためには、福祉に閉じることなく、医療・教育・労働・司法等、分野を超えた連携が必要であることを確認したうえで、仙台市での連携のあり方を議論する。
 - ・発達障害児者の自立と社会参加に向けた支援、多機関による連携を実現するため、先進地の視察を実施する。その後、具体的な取組についての実践報告を行い、支援のあり方について検討する。

6 スケジュール(案)

	発達障害者支援地域協議会	作業部会
令和6年12月4日	令和6年度第1回	
令和7年1～2月		作業部会①
令和7年3月	アーチル療育セミナー	
令和7年6月頃		作業部会②
令和7年8月～9月頃	令和7年度第1回	
令和7年9月～12月頃		先進地視察
令和8年1月～2月頃		作業部会③
令和8年3月頃	アーチル療育セミナー	
令和8年6月頃		作業部会④
令和8年8月～9月頃	令和8年度第1回	
令和8年8～11月頃		先進視察
令和8年12月頃		作業部会⑤
令和9年1月頃	令和8年度第2回	
令和9年3月頃	アーチル療育セミナー	

